

10 職員の福祉と利益の保護の状況

(1) 健康診断

毎年度行っている職員の健康診断には、30歳以上の職員が対象の総合健診と、それ以外の職員が対象となる定期健診があります。（ただし30代の職員はそれぞれを隔年受診します。）

（令和3年度）

区分		対象者	受診者数
総合健診（人間ドック）		正職員	195人
定期健康診断		正職員・会計年度任用職員	102人
特殊健康診断		特定業務従事者	延べ47人
婦人健診	乳がん	30歳以上の希望する女性職員	51人
	子宮がん	25歳以上の希望する女性職員	44人

(注) 1 定期健診の対象者のうち、嘱託職員については40歳以上の協会けんぽ加入者は協会けんぽ実施の生活習慣病予防健診を受診（自己負担分は伊達市負担）し、40歳未満の協会けんぽ加入者及び協会けんぽ未加入者については定期健診を受診します。

2 特殊健康診断とは、当直員を対象に実施する深夜業務従事者健診や、保育士・運転手を対象に実施する特殊業務健診（腰椎X線）等のことをいいます。

3 婦人健診の受診者数は、北海道市町村職員共済組合費用助成対象者で被扶養者も含まれた数値です。

(2) 予防接種

破傷風やB型肝炎のような伝染性疾病に罹患する恐れのある業務に従事する職員を対象に予防接種を行っています。

(3) 健康相談

職員が抱える心身の問題を解決するため、産業医による健康相談を行っています。